

# 第 19 回総会議事録

<開催日> 令和4年2月8日（火曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第345号～報告第366号

農地法第3条の3届出

9件

農地法第4条届出

2件

農地法第5条届出

11件

日程第3 報告第367号～報告第373号 農地の転用事実等に関する照会

7件

日程第4 報告第374号～報告第378号 農地法第18条第6項等通知

5件

日程第5 議案第166号～議案第175号 農地法第3条許可申請

10件

日程第6 議案第176号

農地法第4条許可申請

1件

日程第7 議案第177号～議案第188号 農地法第5条許可申請

12件

日程第8 議案第189号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更

1件

日程第9 議案第190号

木更津市農用地利用集積計画の決定について  
（令和3年度第11次計画分）

1件

日程第10 議案第191号

農用地利用配分計画案に対する意見について

1件

<出席委員>

|       |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 1 番   | 山口 登志雄 | 3 番   | 杉山 孝  |
| 4 番   | 竹内 和雄  | 5 番   | 齋藤 洋一 |
| 8 番   | 平野 眞一  | 9 番   | 金子 一夫 |
| 1 1 番 | 庄司 英実  | 1 0 番 | 地曳 功一 |
| 1 4 番 | 清水 宏益  | 1 3 番 | 高橋 勇  |
| 1 7 番 | 安藤 一男  | 1 6 番 | 吉田 和義 |

<遅刻委員> 1 8 番 地曳 昭裕

以上 1 6 人 出席

<欠席委員> 2 番 山口 進

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

|      |      |     |       |      |       |
|------|------|-----|-------|------|-------|
| 事務局長 | 小泉 博 | 副主幹 | 加藤 進哉 | 主任主事 | 吉野 慶太 |
|------|------|-----|-------|------|-------|

〈午後 3 時 0 0 分開会〉

議長

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第19回総会を開催いたします。  
本日の出席委員は15名であり、会議は成立していることを報告いたします。  
なお、議席2番山口進委員から欠席の届け出及び議席18番地曳昭裕委員から遅刻の届け出がありました。  
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。  
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席1番山口登志雄委員と議席9番金子一夫委員を指名いたします。  
書記には事務局職員、吉野主任主事を任命いたします。

次に、日程第2 報告第345号から報告第366号、3ページから8ページの農地法第3条の3の届出9件、農地法第4条の届出2件、農地法第5条の届出11件についての報告でございます。  
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第367号から報告第373号、9ページから10ページの農地の転用事実等に関する照会7件についての報告でございます。  
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第374号から報告第378号、11ページの農地法第18条第6項等の通知5件の報告でございます。  
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。  
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第166号から議案第175号、12ページから14ページの農地法第3条の許可申請10案件について、議題に供します。  
初めに、議案第166号から議案第174号の9案件について、審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第166号から議案第174号、農地法第3条許可申請9案件について、ご説明いたします。  
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。  
  
初めに、議案第166号及び議案第167号ですが、譲受人が同一のため一括してご説明いたします。  
申請箇所は、3条位置図1の高柳地先の農地になります。  
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

事務局

続いて、議案第168号ですが、申請箇所は、3条位置図2の高柳地先の農地になります。  
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第169号ですが、申請箇所は、3条位置図3の畔戸地先の農地になります。  
農業経営の拡張を図る譲受人と、相続により農地を取得したが耕作することが困難な譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

なお、譲受人は法人ですが、毎年提出される、農地所有適格法人報告書の直近の令和2年度分を確認したところ、農地所有適格法人としての要件を満たしているため、農地の所有権の取得については問題ありません。

続いて、議案第170号及び議案第171号について、譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。

申請箇所は、3条位置図4の佐野地先の農地になります。  
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第172号及び議案第173号ですが、譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。

申請箇所は、3条位置図5の佐野地先の農地になります。  
耕作の利便性の向上のために、譲渡人と譲受人との間で協議が整い申請されたもので、交換による所有権移転をするものです。  
なお、交換する土地の面積にひらきがありますが、申請代理人に聞いたところ、双方申請者の合意のうえであることを確認しました。

続いて、議案第174号ですが、申請箇所は、3条位置図6の牛袋地先の農地になります。  
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で、協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。  
なお、譲受人の住所は県外となっていますが、現在は、申請地の地区にて、従来より耕作している親族のもとで農業に従事しているとのことです。  
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
初めに、議案第166号及び議案第167号について、地曳昭裕委員をお願いします。

地曳昭裕委員

議案第166号及び議案第167号について、譲受人が同一のため一括して、ご説明いたします。  
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。  
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約350日で、75,060平方メートルの農地を家族4人で耕作しています。  
農業機械はトラクター・田植え機・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。  
申請地は田であり、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。  
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。  
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて、議案第168号については、私から説明いたします。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安藤委員    | <p>議案第168号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は世帯で年間約100日、19,933平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。</p> <p>農業機械はトラクター・田植え機・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議長      | <p>続いて、議案第169号について、篠田委員お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 篠田委員    | <p>議案第169号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。</p> <p>譲受人は市内に住所を置く法人であり、農作業に従事する取締役は年間約200日であり、60,029平方メートルの農地を役員4人と従業員3人の計7人で耕作しています。</p> <p>農業機械はトラクター・コンバイン・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地は田ですが現況は畑であり、キャッサバを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議長      | <p>続いて、議案第170号から議案第173号について、山口登志雄委員お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 山口登志雄委員 | <p>初めに、議案第170号及び議案第171号について、譲受人が同一のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約260日で、19,828平方メートルの農地を家族3人で耕作しています。</p> <p>農業機械はトラクター・耕うん機・農業用トラック等を所有しており、トラクター・田植え機については、リースにて確保しており、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> <p>続いて、議案第172号及び議案第173号は、関連案件のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、双方の耕作地に隣接する相手方の農地を交換し集約することにより、耕作の利便性の向上を図るため申請がされたものです。</p> <p>まず、議案第172号についてですが、譲受人は議案第170号及び議案第171号と同一の人物となります。</p> <p>申請地は、田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>続いて議案173号についてですが、譲受人は現在■■歳、農業従事日数は世帯で年間約</p> |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山口登志雄委員 | <p>180日、15,189平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。</p> <p>農業機械は農業用トラックを所有しており、トラクター・田植え機については、リースにて確保しており、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地は田で、水稻を作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>なお、本件については、交換の面積が大きく異なりますが、申請者双方は了承しており、金銭の授受も行わないとのことです。</p> <p>以上のことから、いずれも農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 議長      | <p>続いて、議案第174号について、杉山委員をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 杉山委員    | <p>議案第174号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。</p> <p>譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約100日で、24,385平方メートルの農地を家族5人で耕作しています。</p> <p>農業機械はトラクター・田植え機・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。</p> <p>申請地は畑で、とうもろこしを作付けするとのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。</p> <p>なお、譲受人の住所は県外ですが、現在は市内の実家へ戻ってきており、家族と耕作をしております。共に耕作をしている家族については、以前から当該地区で広く農業を営んでおります。</p> <p>以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                                                         |
| 議長      | <p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。</p> <p>ご意見等も無いようですので、初めに、議案第168号から議案第174号の7案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈 異議無しの声 〉</p> <p>ご異議も無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第168号から議案第174号、農地法第3条の許可申請7案件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">〈 挙 手 〉</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第168号から議案第174号は、許可と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第166号及び議案第167号について、採決いたします。</p> <p>なお、本案件には、■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■は退席をお願いします。</p> |

議長

それでは、議案第166号及び議案第167号について、採決いたします。  
議案第166号及び議案第167号、農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方は挙  
手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。  
よって、議案第166号及び議案第167号は、許可と決定いたします。  
それでは、退席されております■■■■には、お戻り願います。

続いて、議案第175号について、審議いたします。  
なお、議案第175号は、日程第7 議案第177号、16ページの農地法第5条許可申請、一  
時転用を伴う使用貸借権設定と関連案件であるため議題に供し、併せて審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第175号、農地法第3条許可申請及び議案第177号、農地法第5条許可申請につい  
て、関連案件になりますので、合わせてご説明いたします。  
申請箇所は、転用位置図5-1の十日市場地先の農地になります。  
初めに、14ページの議案第175号、農地法第3条許可申請について、ご説明いたします。  
議案第177号の農地転用許可により建築をしようとする農家住宅の排水管を接続する農地  
に埋設するため、排水管敷設部分について、区分地上権を設定して排水管敷設の権利を確  
保しようとするものであります。  
農地の地表を使用するものではないことから、農地法第3条許可の対象とされております。  
また、区分地上権とは、一定の土地の地下又は空間につき、範囲を定めてその部分のみに  
設定する地上権であり、民法第269条の2に定められております。  
続いて、16ページの議案第177号、農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。  
申請目的は、農家住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請  
となっております。  
農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である  
ことから第1種農地と判断いたしました。  
この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、本案件は転用目的が住宅等  
で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。  
次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。  
資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し金融機  
関の借入金で賄う計画であり、住宅ローン結果通知書により確認済です。  
転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支  
障となる権利者は無いことを確認いたしました。  
次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年3月末までに  
完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。  
最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る証明書も添付され、確認したと  
ころ問題ないものと思われます。  
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の齋藤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

齋藤委員

それでは、議案175号、農地法第3条許可申請及び議案177号、農地法第5条許可申請に  
ついて申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたのでご説明いたします。  
初めに、議案175号、農地法第3条許可申請について、ご説明いたします。  
この案件は、議案第177号、農地法第5条許可申請に付随する案件であり、住宅建築に伴  
い、農地に排水管を埋設して排水路を確保するものであります。

区分地上権については、事務局が説明したとおりですが、排水管を通す農地は耕作をしておらず、また、排水先も既設の水路のため、農業用水及び農業用施設のほか、周辺農地に影響を与えるものではないと思われますので、適当であると判断いたしました。

続いて、議案177号、農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内での自然浸透により処理し、汚水は合併浄化槽を設置して処理した後、西側水路へ接続し放流するため問題はないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周囲は全て親族の譲渡人の土地であり、耕作もしていないので問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、初めに、議案第175号、農地法第3条許可申請について、採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第175号、農地法第3条許可申請について、議案第177号、農地法第5条許可申請が許可された場合、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第175号は、議案第177号が許可された場合、許可と決定いたします。

続きまして、議案第177号、農地法第5条許可申請について、採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第177号、農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第177号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。



|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長     | <p>次に、日程第6 議案第176号、15ページの農地法第4条許可申請について、議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局    | <p>議案第176号、農地法第4条許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請箇所は、転用位置図4-1の中里地先の農地になります。</p> <p>申請目的は、長屋住宅として転用するものです。</p> <p>農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、本案件は、転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。</p> <p>次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。</p> <p>資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。</p> <p>転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。</p> <p>次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。</p> <p>最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われます。</p> <p>以上で、事務局の説明を終わります。</p> |
| 議長     | <p>続いて、地区担当委員の地曳昭裕委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 地曳昭裕委員 | <p>議案第176号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため、土砂の流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は雨水浸透施設を経由し、オーバーフロー分を南側既存水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理後、南側既存水路へ放流するため問題は生じないと思われます。</p> <p>次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、農地は東側に存在し、日照等に著しく支障は起きないと思われるため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                |
| 議長     | <p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。</p> <p>ご意見等も無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第176号、農地法第4条の許可申請について、許可に賛成の方は挙手願います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

〈 全員挙手 〉

議長

挙手全員であります。  
よって、議案第176号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第7 議案第178号から議案第188号、16ページから18ページの農地法第5条の許可申請11案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第178号から議案第188号、農地法第5条許可申請の11案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第178号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の牛込地先の農地になります。

申請目的は、長屋住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、本案件は転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金及び自己資金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書と預金口座により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年8月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為許可申請書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第179号及び議案第180号ですが、関連案件のため、一括してご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-3の江川地先の農地になります。

申請目的は、障がい者支援施設を目的とする寄宿舍として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の借入に係る契約書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議票も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第181号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の高柳地先の農地になります。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

申請箇所は、転用位置図5-3の江川地先の農地になります。

申請目的は、障がい者向けショートステイ施設のついた寄宿舍として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、本案件は転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、借入先からの融資確約書及び借入先の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和7年3月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る事前協議票も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第182号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の高柳地先の農地になります。

申請目的は、長屋住宅として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関の融資証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年6月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発に係る事前協議票の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第183号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の牛袋野地先の農地になります。

申請目的は、農家住宅として転用するもので、農地転用を伴う使用貸借権設定の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、本案件は転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、住宅ローン結果通知書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年9月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発行為に係る証明書も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

事務局

次に、議案第184号から議案第187号ですが、関連案件のため一括して、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-7の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

この第1種農地では原則的には転用許可できないのですが、本案件は転用目的が住宅等で、集落に接続して設置されるものの計画であることにより、例外的に許可できるものです。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和6年4月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発許可申請事前協議書の写しも添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

次に、議案第188号ですが、申請箇所は、転用位置図5-8の真里谷地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電設備として転用するもので、農地転用を伴う地上権設定の許可申請となっております。

農地区分については、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年4月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写し等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
初めに、議案第178号について、高橋委員をお願いします。

高橋委員

議案第178号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は雨水浸透施設を経由し、オーバーフロー分を東側既存水路へ放流し、汚水は合併浄化槽を設置し処理後に、東側既存水路へ放流するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高橋委員   | <p>いため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議長     | <p>続いて、議案第179号及び議案第180号について、地曳昭裕委員お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 地曳昭裕委員 | <p>議案第179号及び議案第180号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は敷地内浸透処理、汚水は合併浄化槽を設置し、南側排水路へ放流するため問題は生じないと思われます。</p> <p>次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、先程の要望を考慮したうえで、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>許可申請書のなかに事前説明をしたとの記載がありますが、この案件に関わらず、申請事業の内容が、隣接する地権者に対して伝わっていないことがあり、何とか是正できないものかと思っております。直接この案件には関係ありませんが、意見を述べさせていただきました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> |
| 議長     | <p>続いて、議案第181号及び議案第182号については、私から説明いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 安藤委員   | <p>初めに、議案第181号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内最終樹より新設道路側溝を経由し既存排水路へ放流、汚水は合併浄化槽により処理し、新設道路側溝を経由し既存排水路へ放流するため問題は生じないと思われます。</p> <p>次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> <p>続いて、議案第182号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情</p>                                                                         |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安藤委員 | <p>を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内集水枥を経て既設排水路へ放流し、汚水は合併浄化槽により処理した後に、既設排水路へ放流するため問題は生じないと思われます。</p> <p>次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周囲は宅地化されており、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                             |
| 議長   | <p>続いて、議案第183号について、齋藤委員お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 齋藤委員 | <p>議案第183号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが周囲を土留めで囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水はオーバーフロー分を東側排水路へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理した後に東側排水路へ放流するため問題は生じないと思われます。</p> <p>次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、北側に田がありますが、北側境界から十分距離を取って建築する計画であるため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> |
| 議長   | <p>続いて、議案第184号から議案第187号について、山口進委員に代わり清水委員お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 清水委員 | <p>本日、山口進委員が急遽欠席となり、報告を依頼されましたので、代理で私から報告いたします。</p> <p>議案第184号から議案第187号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>本件に係る農地は全て遊休農地です。東側及び南側に道路、東側は北長須賀の集落が南北に続き、南側に住宅、北側に一部住宅及び遊休農地があり、耕作されていない土地が多いところ です。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周囲をコンクリート擁壁で囲うため土砂の</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 清水委員 | <p>流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅内集水桝を設置し、オーバーフロー分を北側水路へ放流し、汚水は合併浄化槽を設置し処理後、北側水路へ放流するため問題は生じないと思われます。</p> <p>次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、ブロック積みの上部をフェンスとするなど、日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                                              |
| 議長   | <p>続いて、議案第188号について、金子委員をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 金子委員 | <p>議案第188号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。</p> <p>次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用せず、譲渡人の土地を進入路として利用するため問題はないと思われます。</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> |
| 議長   | <p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 杉山委員 | <p>はい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長   | <p>杉山委員、どうぞ。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 杉山委員 | <p>議案第181号ですが、賃借料または移転価格とありますが、どちらになりますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局  | <p>こちらは、所有権移転になっておりますので、移転価格になります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 杉山委員 | <p>はい、わかりました。それから、議案第188号の賃借料欄ですが、賃料一括払となっております。これは何でしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局  | <p>こちらは、地上権設定でその部分の賃借料として20年分を今回一括して支払うので、このように記載しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

杉山委員

20年分ですか、わかりました。

議長

その他、ございますか。

ご意見等も無いようですので、議案第178号から議案第188号の11案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第178号から議案第188号、農地法第5条の許可申請11案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第178号から議案第188号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第8 議案第189号、19ページの農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第189号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-9の江川地先の農地になります。

今回の変更理由は、土砂埋立の実施になります。本案件については、土砂埋立が既に完了しており追認という形になります。経緯を説明いたしますと元々の許可では、碎石のみを使って埋立を実施する計画でした。

なお、碎石のみを使用して埋立をする場合は、残土条例の規制対象とはならず、特に環境部への手続きも不要となります。

しかしながら、碎石だけでは、雨が大量に降った場合に問題が起きかねないと判断した申請者が土砂を入れて、高さのかさ上げを実施してしまいました。

本来であれば、土を入れる前に農業委員会への計画変更の承認、環境部への埋立の届出が必要となりますが、手続きが必要であることを申請者は知らずに、工事を指示して実行してしまったとのことです。

全て撤去をしたうえで、必要な申請をして許可を得るというのが、正式な方法になりますが、既に工事等も終わってしまっており、全てを元に戻すというのも現実的に難しいため、今回追認という形で申請がされました。

なお、環境部の手続きについては、土砂の搬入面積が500平方メートル未満であれば、届出も必要なくなりますが、申請地の面積が、515平方メートルだったこともあり、搬入面積を500平方メートル未満として是正しております。使用されている土砂も聞き取りや、環境部職員との現地調査から違法残土のようなものではないことから問題はないと判断しております。

また、申請者からは、今回の件に関して経緯と法律を知らず工事をしてしまったことの謝罪、今後の手続きの際には法を順守する旨を記載した始末書の提出を受けております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の地曳昭裕委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。



|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地曳昭裕委員 | <p>議案第189号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので周辺農地の営農条件への支障について、ご説明いたします。</p> <p>まず、本申請は事務局からの説明にもあったとおり、許可した内容とは異なる土砂による埋立がされた案件であり、現在工事は終わっており、今回は追認という形になります。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障についてという点では、転用目的が変わるわけではなく、周辺の状況も変わりありませんので、問題はないと思われます。</p> <p>しかしながら、本来であれば許可内容の変更が承認されたのちに、承認された内容で工事等もするべきであり、今回既に工事が完了しているという点は問題であると考えます。申請者である事業者の知識が足らなかった部分があるとはいえ、代わりに手続きを行う申請代理人は経験等もあり責任等もあると考えます。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますが、委員の皆様の意見も確認したうえで決議をとりたいと思いますのでご審議のほど、よろしくお願いします。</p> |
| 議長     | <p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただいまの事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 吉田委員   | はい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長     | 吉田委員、どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 吉田委員   | これは、どなたからか情報提供があったのでしょうか。周りの人からこんなことを行っていると連絡があったのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事務局    | はい、通報がありました。このような工事をしていますが、許可はとっていますかとの問い合わせがあり、許可はとっていますとの回答をしました。しかし、話を聞くと土を入れているとのことでしたので、土を入れるという内容はなく、申請と異なるため現地調査をしたところ土が入っていることがわかったので、環境部の職員と調査をして発見したという次第です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 吉田委員   | わかりました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 杉山委員   | はい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長     | 杉山委員、どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 杉山委員   | 許可がおりたときに、許可の内容を書いた標識は掲示しなくてもよいのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局    | <p>はい。許可となったものには、許可の内容を書いた標識を許可書と一緒に、業者に渡しております。しかし、その許可の内容を書いた標識を掲示する義務はないと聞いています。</p> <p>この場所については、この標識を掲示していましたので、農業委員会に連絡がきたのではないかと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 杉山委員   | これからも、このような掲示は必要だと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事務局    | はい。このような掲示物は渡していますが、掲示をする義務まではありません。しかし、掲示してもらいようにお願いはしていきたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 杉山委員   | わかりました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長     | その他、ございますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 地曳昭裕委員 | はい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議長     | 地曳昭裕委員、どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 地曳昭裕委員 | <p>これは要望なので、あとで話そうと思っていたのですが、土を埋めると環境部の残土基準の対象になり、砕石だと対象にならないとあります。そのようなことがあるなかで、先般、久津間一丁目地区の■■■■■の北側で埋立工事を行っているのですが、砕石と共にスラグをひいているものがあり地元から不安の声があったので、農業委員会事務局に連絡したところ、環境部と県の産業廃棄物の担当課と現地確認をされた結果、砕石ということになりました。</p> <p>しかし、私は産業廃棄物だと思っており県の決定には納得はしていません。もし、委員の皆様が県の決定だから仕方ないと思われればしょうがないのですが、おかしいと思っていただければ、県の環境部に農業委員会として、もう一度確認してもらいたいと思います。今ここですぐ決定というわけではなく、運営委員会で話してもらい、県に上申するようなことができればと考えました。</p> <p>それから、先程話した内容で本来、農業委員会の業務ではないのですが、事業者が隣接者に事業内容を正しく説明できていないことが多いので、隣地に対する事業説明の指針があればいいのではないかと思います。それもまた運営委員会等で話し合ってもらい総会に提出していただければと思います。以上が要望です。</p> |
| 議長     | <p>その他、ございますか。</p> <p>ご意見等も無いようですので、採決いたします。</p> <p>議案第189号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">〈 挙手多数 〉</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって、議案第189号は、承認するものとして知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、日程第9 議案第190号、20ページから28ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第11次計画分を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局    | <p>議案第190号、木更津市農用地利用集積、令和3年度第11次計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>本案件は、令和4年1月20日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。</p> <p>それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。</p> <p>今回の計画は、計画1から計画22となっております。</p> <p>利用目的は、計画1、計画4、計画9及び計画12から計画22が露地野菜を、計画2、計画3及び計画5から計画7が施設園芸を、計画8、計画10、計画11が水稻を作付けする計画となっております。</p> <p>利用権設定の種類は計画1から計画10及び計画22が賃借権の設定、計画11から計画21が使用貸借権の設定となっております。</p> <p>利用権設定期間は、計画1及び計画12から計画21が5年、計画8から計画11及び計画22が10年、計画7が15年、計画2から計画6が20年となっております。</p> <p>計画合計数は、55筆56,190平方メートルとなっております。</p> <p>以上で、事務局の説明を終わります。</p>                         |

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
初めに、計画1番から計画7番について、篠田委員をお願いします。

篠田委員

私からまず、計画番号1番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことでもあります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、計画番号2番から計画番号7番について、利用権の設定を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。

本件は、個人名義にて借り受けていた農地を新たに法人名義で借り受けるにあたり、当該農地を法人として新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況ですが一部は畑、一部はハウスが建っており、畑では露地野菜を作付けし、ハウスでは引き続きイチゴを営農するとのことでした。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて、計画8番から計画11番について、杉山委員をお願いします。

杉山委員

私からまず、計画番号8番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでもあります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、計画番号9番について、ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことでもあります。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、計画番号10番について、ご説明いたします。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 杉山委員   | <p>本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。</p> <p>なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、計画番号11番について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。</p> <p>なお、申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことであります。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長     | <p>続いて、計画12番、計画14番、計画16番、計画18番について、竹内委員お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 竹内委員   | <p>私からは、計画12番、計画14番、計画16番、計画18番について、権利の設定を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。</p> <p>なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことであります。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長     | <p>続いて、計画13番、計画15番、計画17番及び計画19番から計画21番について、地曳功一委員お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 地曳功一委員 | <p>私からは、計画13番、計画15番、計画17番及び計画19番から計画21番について、権利の設定を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。</p> <p>なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことであります。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長     | <p>続いて、計画22番については、私から説明いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 安藤委員   | <p>私からは、計画番号22番について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 安藤委員   | <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。</p> <p>なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことでもあります。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長     | <p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 地曳昭裕委員 | はい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長     | 地曳昭裕委員、どうぞ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 地曳昭裕委員 | 竹内委員に伺います。矢那地区は、地目は田で、現況は畑とあるのですが、水を流さないと畑になるのですか。大雨が降ると元々田だと、排水が悪くて畑にならないような経験があるのですがそのようなことはないのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 竹内委員   | はい。ここは、幅が100メートルくらいの谷津で地目は田です。片側にU字溝の大きな排水路があり数年前までは、水田耕作していたところです。段々になっているので畑として使用でき、入り口から奥まで何10メートルとあり、高低差がありますので、両側に排水路をつけて、露地野菜を栽培出来ます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 地曳昭裕委員 | わかりました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議長     | <p>その他、ございますか。</p> <p>ご意見等も無いようですので、採決いたします。</p> <p>なお、本案件の第11次計画分には、■■■■にかかる計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■は退席をお願いします。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第190号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和3年度第11次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>〈 全員挙手 〉</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第190号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。</p> <p>それでは、退席されております■■■■には、お戻り願います。</p> <p>次に、日程第10 議案第191号、29ページから31ページの農用地利用配分計画案に対する意見について議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局    | <p>議案第191号、農用地利用配分計画案に対する意見について、ご説明いたします。</p> <p>本案件は、令和4年1月20日付けで木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

事務局

それでは、計画の内容について、ご説明いたします。  
今回の計画は、計画1のみとなっております。  
利用目的は、水稻を作付けする計画となっております。  
設定する権利の種類は、賃借権の設定で、権利の存続期間は令和8年3月31日までとなっております。  
計画数は、合計5筆4,740平方メートルとなっております。  
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の杉山委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

杉山委員

私からは、計画1番について、ご説明いたします。  
本件は、当該地を権利の設定を受けようとする者の父親名義で借り受けていたが、出荷先より自身の名義であることが求められたため、名義を変更するために権利の設定を受けようとするものです。  
なお、権利の設定を受ける者の経営の状況、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況については、スクリーンに映し出されているとおりとなっております。  
申請地の現況は田であり、引き続き水稻を営農するとのことであります。  
以上のことから、本件は問題ないものと判断しました。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。  
ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。  
議案第191号、農用地利用配分計画案に対する意見について、意見無いものと決定することに賛成の方は、挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。  
よって、議案第191号は、意見無いものと決定いたしましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。  
なお、遅刻の届け出がありました、地曳昭裕委員は報告案件の途中から出席されましたので、本日の出席委員は16名ということで、よろしくお願いいたします。

議長

以上をもちまして、第19回総会を閉会といたします。  
終了時間は、午後4時31分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年2月8日

議 長

安 藤 一 男

議事録署名委員

山 口 登志雄

金 子 一 夫